

## 法人化の基本的な考え方

- 1) 現状の問題点と法人化の意義：現在は任意団体であり、対外的な契約は代表者が個人の資格で行うため、代表者に責任が集中してしまっている。これに対して、法人化することによって、法律に基づいた運営が可能になり、社会的信用の獲得、学会名での対外契約など法律行為を行う権利の獲得、責任集中の回避（理事への分散）ができる。また、学会としての研究等への応募や関係省庁への政策提言、他学会との連携はじめ事業拡大に向けた活動がしやすくなる。移行の際、現在の事業、財産等は設立後の新法人へ引き継ぐことになる。
- 2) 法人格の種類：2008年に法人制度改革が行われ、任意団体から一般社団法人に移行する学会も増加しているが、本学会も非営利の一般社団法人が最適と考えられる。その他の法人格としては、公益法人、財団法人やNPO法人などもあるが、NPO法人は代議員制を採用できないため、総会には全員の委任状が必要となり事務局の負担が大きく、公益法人は公益性を認められる必要があり、大きな収益が見込めない団体にはメリットがない。
- 3) 法人化の基本要件：
  - 「理事」の選出：法人法上、3名以上の「理事」の選出が必要となる。また、一般的には「理事会」を設置し法人を運営するケースが多く、現在、本学会の運営を担う常任幹事会を法人の「理事会」と位置づけることでスムーズに移行できると考えられる。
  - 「社員」の規定：法人法上、基本的な取り決めは「社員総会」で行うことになるが、全正会員を「社員」とすると「社員総会」に全正会員を招集することが必要になり、迅速な意思決定が難しくなるとともに総会運営の手間も増える。よって、多くの学会で採用している代議員制を取り入れ、代議員を法人法上の「社員」と規定するのが良いと考えられる。これにより、正会員の総会での議決権は消失する。
  - 「社員総会」：本学会では常任幹事会の決定事項は、大会開催期間中に開催している幹事会および総会に諮り、承認を得ている。これらを新法人においては、幹事会は代議員による「社員総会」、総会は「会員集会」と位置付けることで、従来通り運営が可能と考えられる。年次総会に相当する会員向けの情報提供については別途検討が必要である。
  - 「設立時社員」：法人登記時に設立時社員を2名以上おく必要があり、会長、副会長を設立時社員とし、また、法人登記時の役員（会長、副会長、常任幹事、監事）をそのまま法人の設立時役員（理事）とすることで事業の継続性を維持することができ、設立後に改めて役員選任のための「社員総会」を行うことなく移行ができる。
  - 「定款」：一般社団法人に移行するためには、法人の「定款」を作成した上で、法人登記しなくてはならない。法人化検討WGでは、上記に基づき「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に則った定款案、関連する細則を作成した。
- 4) 法人化のマイナス面：デメリットとしては、法律上の規制が増える、運営費等の費用増加がある。法律上の規制は、決算時の税務処理、定款の改訂・理事変更時等の変更登記、社

員総会・理事／代議員選挙（任期2年）などの運営工数の増加であるが、税理士や事務局に委託することで対応できると考えられる。また、費用に関しては、設立にかかる一時金として約110万円程度、前述の工数増加分を見込んだ設立後の経費増加が約80万円／年（都民税7万円、決算など税務処理、運営事務経費等）と見積もっており、現在の収支状況からして十分賄える額である。法人化した場合のメリットを考慮してその費用対効果を想定すれば、過剰な支出ではない。

- 5) 会員にとっての法人化：会員資格、大会での発表や会誌への投稿などの研究活動面での権利、会費納入の義務などは変わらず、また、会費は据え置きとして基本的に全会員を新法人に移籍いただく。前述の通り、正会員の総会での議決権はなくなるが、代議員選挙の選挙権を有することになる。

以上